

石川県景観影響評価指針

平成 21 年 1 月

石 川 県

目 次

1. 目的	1
2. 景観影響評価の基本的事項	
(1) 景観影響評価の対象となる行為	1
(2) 景観影響評価の実施時期	1
(3) 景観影響評価の対象項目	1
3. 景観影響評価の実施	
(1) 特定建築物等の概要整理	2
(2) 現況調査	2
(3) 景観影響予測	3
(4) 景観影響の自己評価	3
4. 景観影響評価書の作成・提出	4
5. 景観影響評価書の審査・意見	
(1) 所管市町の意見	4
(2) 石川県による審査・意見	4
(景観影響評価の流れ)	5
別表1. 視点場の選定	6
別表2. 景観シミュレーション自己評価書	8
別表3. 景観影響評価提出書	9
別表4. 関係法令等手続き状況一覧表	10
参考. いしかわ景観総合計画における地域図及び配慮すべき事項	11

1 目的

本指針は、いしかわ景観総合条例第98条に規定に基づく特定建築物等景観影響評価指針として定めるものである。

2 景観影響評価の基本的事項

(1) 景観影響評価の対象となる行為

高さが60mを超える

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ただし、以下の行為を除く

- 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が、各立面の外観に係る面積の二分の一以下のもの
- 仮設の建築物等の建築等又は建設等
- 法令若しくはいしかわ景観総合条例以外の条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事

増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事

改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事

移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事

修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事

模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

(2) 景観影響評価の実施時期

景観影響評価は、可能な限り計画の初期段階（基本構想、基本計画等）で実施する。

(3) 景観影響評価の対象項目

良好な景観の保全・創出に係るものとして、次の項目を対象として景観影響評価を実施する。

●位置・規模

●形態

●色彩

3 景観影響評価の実施

(1) 特定建築物等の概要整理

建築主、特定建築物等、建築予定地、特定建築物等の目的及び事業計画案等、事業に関する基本事項並びに地元や関係機関との調整状況を整理する。関係法令等の手続き状況は、参考様式として〔別表4〕を活用してもよい。

また、景観影響を評価する際の基本的な項目となる位置・規模、形態、色彩などを整理する。

(2) 現況調査

現況調査の調査項目、調査期間・頻度、調査地域、調査方法を取りまとめた現況調査計画を作成し、計画に基づき調査を行う。なお、当該調査に当たっては、予測・評価のために必要な水準が確保されるように留意する。

現況調査の結果として、地域の概況、景観の特徴などを整理する。

●主な現況調査項目

主な現況調査の項目は、地形（標高など）、周辺の土地利用、周辺の建築物等立地状況、周辺の交通状況、周辺の景観資源、主要な視点場、景観条例等関係法令などであるが、必要に応じて、別途、調査項目を追加する。

●調査期間・頻度

調査期間・頻度は、景観影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間・頻度とする。

●調査地域

調査地域は、景観影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域とする。

●調査方法

調査は、現地調査のほか、文献その他資料による情報収集によって実施する。

(3) 景観影響予測

現況調査結果を踏まえ、景観影響予測を行う。

景観影響予測は、対象となる特定建築物等を見る視点場（遠景、中景、近景）の選定を行うとともに、景観シミュレーションによる景観影響予測を行う。

●視点場の選定

〔別表1〕に示す選定の考え方を踏まえ、可視領域内においてできる限り多く（遠景、中景、近景をそれぞれ最低1地点）の視点場を設定する。

なお、可視領域とは、特定建築物等が見えると予測する範囲のことであり、その範囲を5万分の1程度の図面に分かりやすく着色し、表示する。

●景観シミュレーション

特定建築物等の見え方を客観的かつ精確に予測し、周辺環境への景観影響を評価するため、可視領域内において視点場における行為前後の景観シミュレーションを行う。

また、景観シミュレーションは、原則フォトモンタージュによるものとするが、より優れた景観シミュレーション手法であると判断される場合は、他の手法を用いても良いものとする。また、周辺環境の条件等によりフォトモンタージュの作成が困難な場合は、CG、パース、模型でも良いものとする。

●予測の時期

予測の時期は、建設予定日などを考慮し、景観影響を評価するために適した時期を選択する。

(4) 景観影響の自己評価

景観影響予測を踏まえ、自己評価を行う。

自己評価は、〔別表2〕に示す景観シミュレーション自己評価書により行うとともに、総合的な評価を行う。

また、自己評価を行う際には、〔参考〕に示すいしかわ景観総合計画の地域に応じた配慮事項を参考とする。

なお、評価の結果、周辺景観に影響があると判断する場合は、計画の変更など必要な対策を講じて、景観への影響を回避又は低減するように努める。

4 景観影響評価書の作成・提出

以下の事業を記載した景観影響評価書を作成し、景観影響評価提出書〔別表3〕を添えて、行為予定地の所管市町に提出する。

【景観影響評価書の項目】

1 特定建築物等の概要

2 調査結果

3 予測結果

- ・可視領域、視点場の位置図
- ・フォトモンタージュ等

4 評価結果

- ・景観シミュレーションにより自己評価した結果

5 景観影響評価書の審査・意見

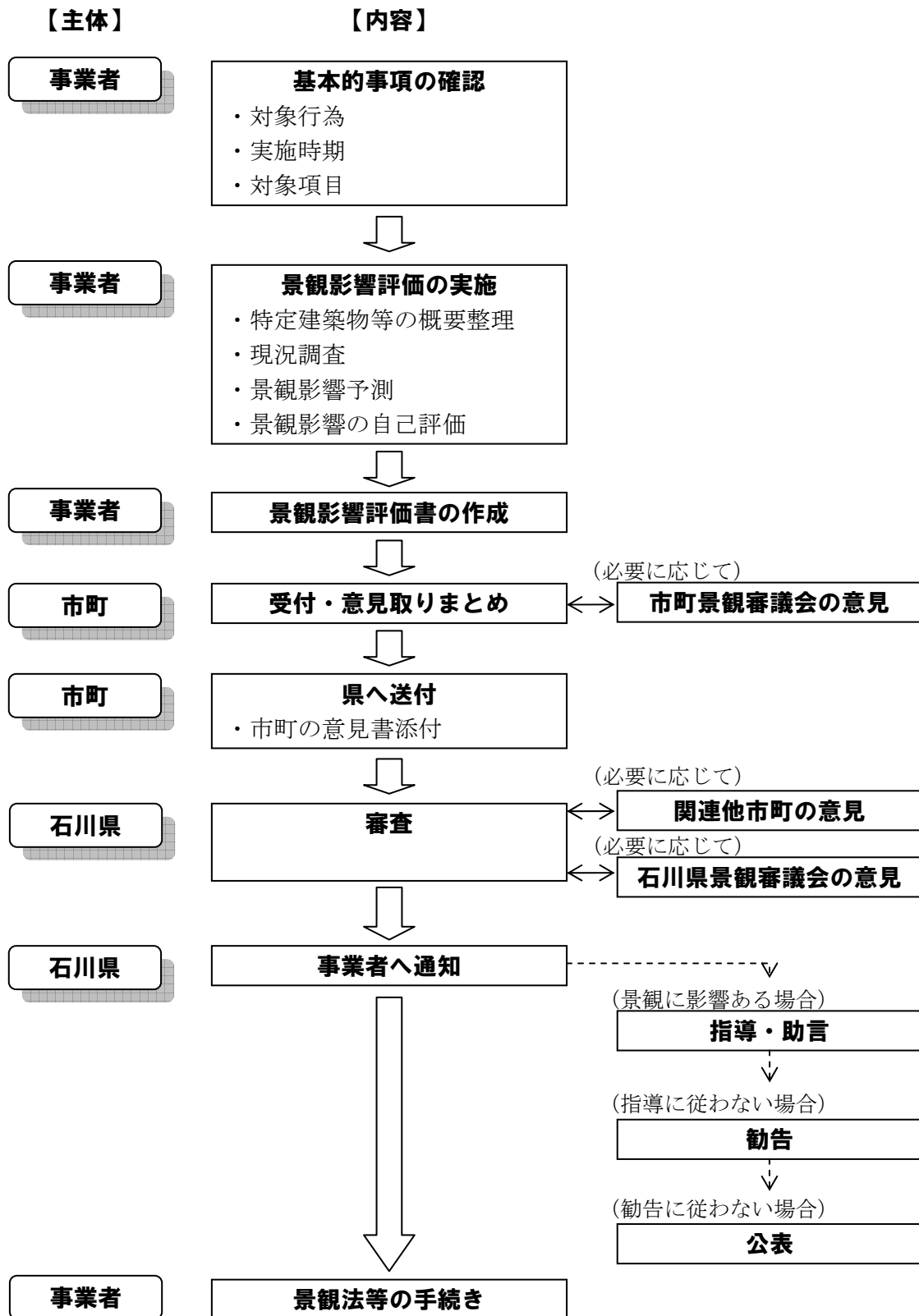
(1) 所管市町の意見

- ・計画予定地の所管市町は、提出された景観影響評価書について、所管市町としての意見を取りまとめ、景観影響評価書とあわせて県に送付する。
- ・必要に応じて市町景観審議会の意見を聴取する。

(2) 石川県による審査・意見

- ・県は、提出された景観影響評価書を確認し、記載事項について審査を行う。
- ・必要に応じて関連他市町へ意見を求めるとともに、石川県景観審議会の意見を聴取し、県としての意見を取りまとめ、事業者に通知する。
- ・審査の結果、対象となる特定建築物等が景観に影響を及ぼすとされた場合は、事業者に対して指導・助言を行う。また、事業者が指導に従わない場合は勧告を行うとともに、勧告に従わない場合は事業者名等を公表する。

(景観影響評価の流れ)



別表1 視点場の選定

対象となる特定建築物等を見る視点場は、可視領域（特定建築物等が見えると予測する範囲）内において、展望台など不特定多数の人々が集まる見通しのよい場所を設定するとともに、次の3通りの距離（遠景、中景、近景）に対応することが必要である。

加えて、視点場、特定建築物等、景観資源の3要素の関係を考慮することも必要である。なお、市街地以外における場合には、直近の集落からの見え方も考慮する。

（1）前提条件

視点場は、展望台、道路、橋、公園・緑地、駅など不特定多数の人々が集まる見通しのよい場所を選ぶ。

（2）特定建築物等との距離

①遠景：特定建築物等の位置・規模、背景との関係が確認できる視点場

○特定建築物等が建っている位置や規模、特定建築物等が生み出すスカイラインが判別でき、また、背景となるまちなみや自然環境との関係が確認できる場所を選ぶ。

○具体的な距離は、中景との概ね境界値となる2km以遠とする。

②中景：特定建築物等の形態や基調色、周辺地区との関係が確認できる視点場

○特定建築物等の形態、基調となる色が判別でき、また、周辺地区との関係が確認できる場所を選ぶ。

○具体的な距離は、約500m～2kmとする。

③近景：特定建築物等の形態や色彩がわかり、周辺建築物等との関係が確認できる視点場

○特定建築物等の形態や色彩が判別でき、また、周辺建築物等との関係が確認できる場所を選ぶ。

○具体的な距離は、500m以近とする。

（3）視点場・特定建築物等・景観資源の関係

①景観資源

視点場は、特定建築物等と周辺の景観資源との関係が分かるように選ぶ。

県内における主な景観資源は、次のようなものが挙げられる。

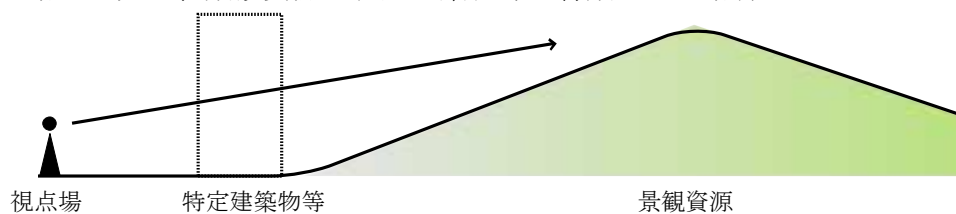
市町名	主な景観資源（例）
金 沢 市	犀川、浅野川、野田山、医王山、卯辰山、河北潟、兼六園、金沢城公園、金沢の茶屋街、長町武家屋敷群、大乘寺 など
七 尾 市	七尾湾、灘浦、能登島、七尾城址、赤倉山、別所岳、能登島大橋 など
小 松 市	木場潟、那谷寺、安宅の関、小松天満宮 など
輪 島 市	曾々木海岸、猿山岬、白米千枚田、總持寺、時国家、黒島 など
珠 洲 市	見附島、緑剛崎、木ノ浦海岸、鉢ヶ崎海岸 など
加 賀 市	鶴仙溪、片野鴨池、加佐ノ岬、柴山潟、橋立地区重要伝統的建造物群 など
羽 咋 市	千里浜海岸、柴垣海岸、気多大社、妙成寺 など
か ほ く 市	大海西山弥生の里、宝達山 など
白 山 市	白山、獅子吼高原、手取川・手取峡谷、小舞子海岸、白山比咩神社、白峰の町並み、C.C.Z. など

市町名	主な景観資源
能美市	手取川、辰口丘陵公園、和田山古墳 など
川北町	手取川 など
野々市町	喜多家住宅、御経塚遺跡 など
津幡町	森林公園、三国山、河北潟、俱利伽羅不動尊 など
内灘町	河北潟、内灘海岸・砂丘、内灘大橋 など
志賀町	能登金剛、旧福浦灯台、増穂浦 など
宝達志水町	千里浜海岸、宝達山 など
中能登町	石動山 など
穴水町	穴水湾、ボラ待ちやぐら など
能登町	九十九湾、恋路海岸、真脇遺跡 など

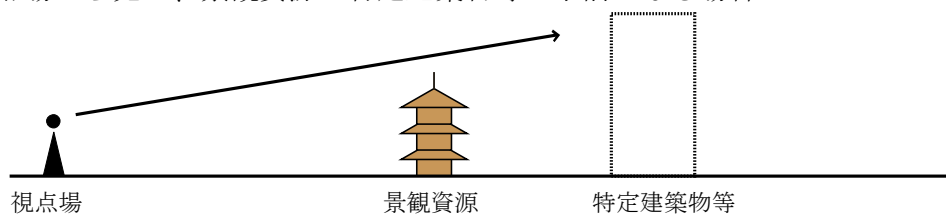
②重なり

視点場、特定建築物等、景観資源の関係については、次の状況となる視点場を選ぶものとする。

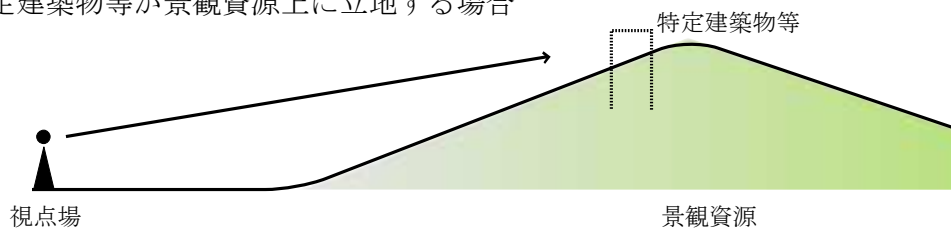
A. 視点場から見て、景観資源が特定建築物等の背景となる場合



B. 視点場から見て、景観資源が特定建築物等の手前となる場合

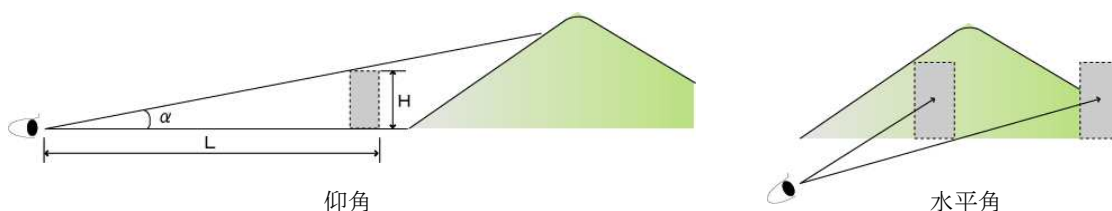


C. 特定建築物等が景観資源上に立地する場合



③仰角・俯角、水平角

視点場は、特定建築物等と景観資源の仰角・俯角、水平角の関係についても考慮して選ぶ。



別表2 景観シミュレーション自己評価書

距離帯		評価対象	評価基準	対象	基準のチェック			コメント
遠景	●背景との関係が確認できる距離 目安：2km以遠	○位置 ○規模 ○スカイライン	●背景と調和しているか ①景観形成基準等がある場合、適合しているか。 ②基準等との適合以外に景観で特に気をつけた点はあるか。 ③背景との調和を乱していないか。	位置	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	
				規模	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	
				スカイライン	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	
中景	●周辺地区との関係が確認できる距離 目安：500m～2km	○形態 ○基調色	●周辺地区と調和しているか。 ①景観形成基準等がある場合、適合しているか。 ②基準等との適合以外に景観で特に気をつけた点はあるか。 ③周辺地区との調和を乱していないか。	形態	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	
				基調色	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	
近景	●周辺建築物等との関係や確認できる距離 目安：500m以近	○形態 ○色彩	●周辺建築物と調和しているか。 ①景観形成基準等がある場合、適合しているか。 ②基準等との適合以外に景観で特に気をつけた点はあるか。 ③周辺建築物等との調和を乱していないか。	形態	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	
				色彩	①	○	×	
					②	○	×	
					③	○	×	

※コメント欄が不足する場合は、別紙を用いてください。

別表4 関係法令等 手続き状況一覧表（参考様式）

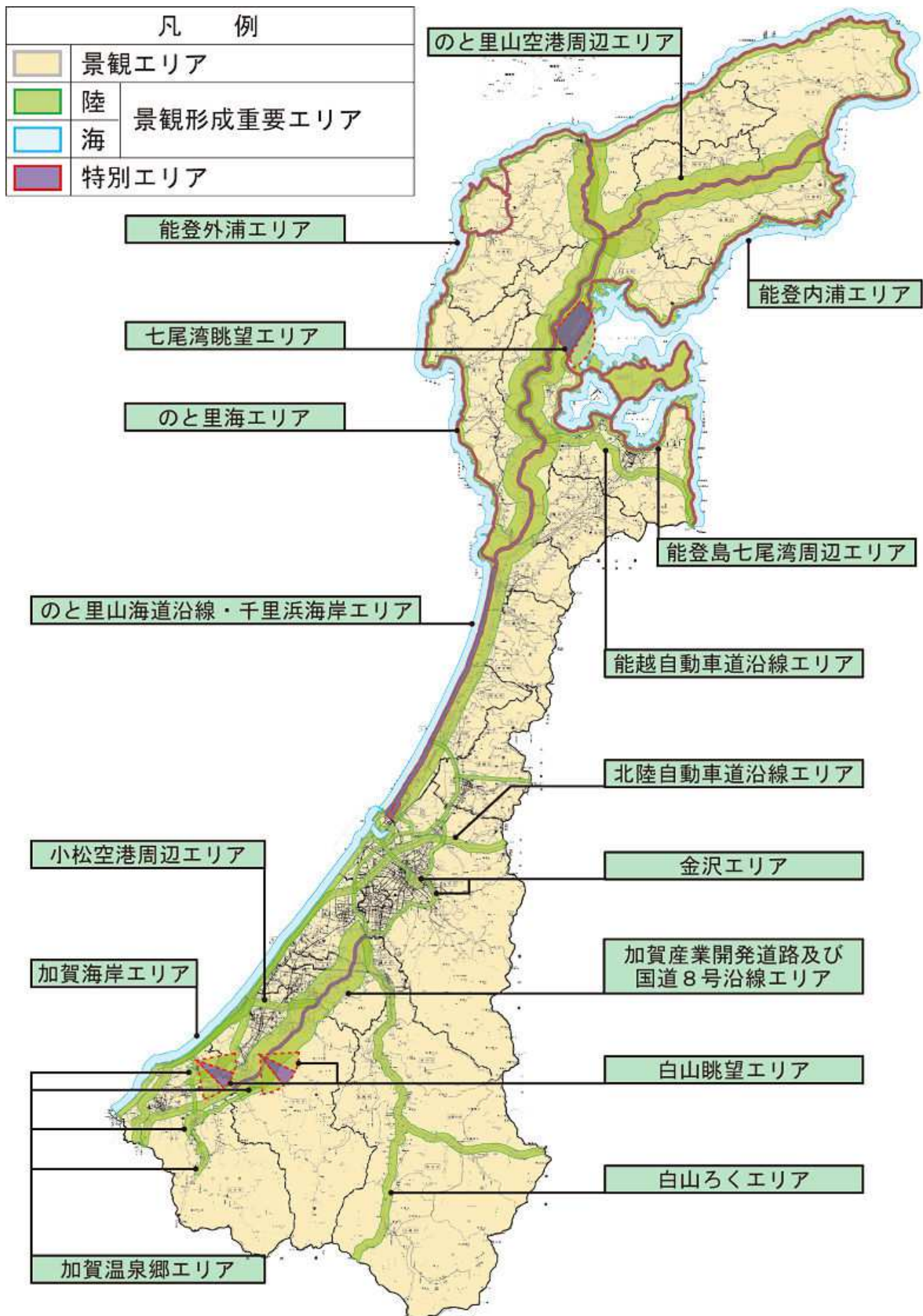
記載日 平成 年 月 日

法令等名称	主な内容	該当の有無 〔有・無〕	手続き状況 〔終了 相談中 未協議〕	手続き・協議先	
				機関・部署名	担当者名
国土利用計画法	土地売買届出				
再生可能エネルギー特別措置法	設備認定申請				
環境影響評価法	環境影響評価				
自然公園法	工作物新築等許可				
土壤汚染対策法	土地の形質変更届出				
農地法	農地転用				
森林法	林地開発許可 伐採届				
道路法	道路占用 24条申請				
河川法	工作物設置等許可 雨水排水協議				
都市計画法	開発許可 市街化調整区域の許可				
景観法	景観計画の届出				
屋外広告物法	屋外広告物許可				
建築基準法	建築確認				
文化財保護法	埋蔵文化財調査等				
農道・水路関係	法定外公共物使用許可				
地元調整					
(その他)					

※ここに掲げる関係法令及び内容は代表的なものです。その他の法令・条例や内容等についても該当するものがあれば記載してください。

参考 いしかわ景観総合計画における地域図及び配慮すべき事項

地域図



参考 いしかわ景観総合計画における地域図及び配慮すべき事項

配慮すべき事項

		景観エリア
位置		・公共用地の敷地境界から後退する
		・角地のゆとりを確保する
		・敷地内の建築物・工作物をまとめ調和させる
形態・意匠	全体事項	・周辺景観と調和した形態意匠とする ・市街地の都市景観を創出する
	壁面	・長大な壁面などによる圧迫感を与えない
	建築設備	・外壁や屋上の設備と本体との一体性を確保する
	付属物	・屋外階段、ベランダ等をまとめ一体化する ・ベランダ等の洗濯物等を外部から直接見えにくくする
色彩		・落ちついた色調等とし、周辺景観と調和させる
		・敷地内の附帯建築物等を本体及び周辺と調和させる

		景観形成重要エリア				
		広域・連続的 景観	眺望景観	文化的な景観		交流拠点景観
				田園風景	歴史的街並み	
位置		○近傍の優れた観光資源を保全する				
		○優れた自然景観の眺望を損なわない		—	—	
		○海岸線や山並みのスカイラインを切らない				
		—	—	—	○街並みの連続性を確保する	—
高さ	○自然のランドスケープを広く範囲に切らない高さとする					
形態・意匠	全体事項	—	○自然景観と調和した形態意匠とする		—	
		—	—	○地域の個性・伝統を活かした形態意匠とする		—
	屋根	—	—	○地域のランドマークとなる形態意匠とする		—
色彩		○地域にふさわしい色彩とする			—	
		○優れた自然景観に調和した色彩とする		—	—	
		○具体的数値基準（別表）を遵守する				
		○多くの色彩を使用する場合、色彩相互の調和を図る				

		特別エリア
位置・規模		◎街並み等周囲と突出した高さとししない
		◎眺望景観を阻害する高さとししない
		◎オープンスペースの連続性を確保する
色彩		◎具体的数値基準（別表）を遵守する

別表

	景観形成重要エリア	特別エリア（のど里海エリアは別途）		
色相	全色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他
明度	8.5 以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

<変更履歴>

当 初 平成 21 年 1 月

改 正 平成 27 年 3 月

- ・関係法令等手続き一覧表の追加